

群馬県妊産婦支援事業実施要領

1 目 的

心身の不調や家庭環境の問題等、特に支援を必要とする妊産婦に対し、医療機関と市町村等の関係機関の連携の下、できるだけ早期から支援を行うことにより、母児の健全な育成を図ることを目的とする。

いわゆる特定妊婦*は、妊娠の届出から得た情報、医療機関から提供された情報、妊婦から妊娠・出産や出産後の子育ての相談を受けた関係機関の情報などにより把握し、児童虐待の発生予防のため市町村や医療機関、関係機関等が積極的に連携することが重要であることから支援を強化するものである。

*特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

2 支援の対象例

特に支援を必要とする妊産婦として、次のようなケースが考えられる。

- ・精神科疾患（産後うつを含む）により病状が不安定である
- ・アルコール依存や薬物依存等の症状が認められる
- ・経済的な問題がある
- ・妊産婦自身の生活能力が低い
- ・夫や身内の支援が受けられない
- ・予期しない妊娠である（産みたくない、産みたいけれど育てる自信がない）
- ・育児に対する不安が強い
- ・子どもを抱かない等、子どもの世話を拒否する
- ・子どもをかわいいと思えない等の言動がある 等

3 実施内容

- (1) 医療機関、市町村及び関係機関等が、連携を図りながら、妊産婦への支援を行う。
 - ①連携方法は、群馬県妊産婦支援連絡票（以下「連絡票」という；別添様式1-1～2-2）等の送付や電話連絡等によるものとし、双方向から連絡を行うこととする。
 - ②特定妊婦の家庭への支援は、市町村が中心となり、市町村は妊産婦に関する連絡を受けたら、保健指導や家庭訪問等を実施するなどして必要な支援を行う。
 - ③行った支援内容について、群馬県妊産婦支援報告書（以下「報告書」という；別添様式3-1～4-2）等の送付や電話連絡等により連絡元へ報告する。
 - ④なお、連絡票や報告書については、各医療機関で所定の様式がある場合はそちらを活用しても差し支えないが、県の様式に準じた情報を共有できるようにする。
 - ⑤複数回のやりとりとなる場合は、左上に「2回目以降使用」と記載の様式を用いる。
- (2) 市町村要保護児童対策地域協議会や児童相談所との連携を図る。

特に支援を必要とする妊産婦は、「特定妊婦」として支援を行うことが想定されるため、個別ケース会議または実務者会議で取り扱うなど、市町村の児童福祉主管課や児童相談所との連携を図る。
- (3) 必要に応じて関係者による会議を開催する。

支援が困難な妊産婦等については、必要に応じて関係者による会議を開催し、情報の共有や支援方針の検討等を行うことが望ましい。

4 関係機関の役割と具体的内容

- (1) 医療機関

①初回の受診（妊娠判定時等）において妊娠届出書へ記入するとともに市町村へ妊娠届出の誘導を行う。

また、妊婦健康診査の重要性について説明する。

②妊婦健康診査及び保健指導を実施する。

③上記2のような、特に支援を必要とする妊産婦と認めた場合、市町村へ連絡票もしくは院内で作成した連絡票等を送付する。その際、可能な限り妊産婦本人の同意を得ることとする。

なお、緊急を要する等の場合は電話で連絡する。

④市町村からの連絡票が送付された妊産婦に対し、必要な指導等を行う。

⑤④について市町村あて報告書もしくは院内で作成した報告書等を送付する。

⑥連絡票の作成及び送付は、問題を認識した時点で行うものとする。また、報告書についても、妊産婦を支援した際に速やかに作成し、送付するものとする。

(2) 市町村母子保健主管課

①妊娠届出を受理し、母子健康手帳・妊婦健診受診票等を交付する。

②①において市町村のサービスや制度の説明を行うとともに、妊婦の状況を把握する。また、妊婦の状況を把握した結果、ハイリスク者と認めた妊婦に対し、必要に応じて保健指導や家庭訪問等の支援を行う。

③②において医療機関との連携が必要と認めた場合、連絡票を医療機関へ送付する。

なお、緊急を要する等の場合は電話で連絡する。

④医療機関から連絡票が送付された妊産婦に対し、家庭訪問等の支援を行う。

⑤②、③において必要と認めた場合、各市町村の児童福祉主管課と連携を取り、要保護児童対策地域協議会における特定妊婦としての支援を行う。

また、その他対応困難なケースがあった場合は、必要に応じて保健福祉事務所に支援を求める（中核市を除く）。

⑥支援結果について、医療機関あて報告書を送付する。

なお、医療機関から所定の様式が送付された場合はそちらを活用する。

⑦連絡票の作成及び送付は、問題を認識した時点で行うものとする。また、報告書についても、妊産婦を支援した際に速やかに作成し、送付するものとする。

⑧妊産婦が里帰りその他の理由で県内の遠方の医療機関に入院、あるいは滞在しているなど、住所地の市町村による対応が困難な場合は市町村間で調整の上、対応することとする。

(3) 保健福祉事務所及び県児童福祉課

①医療機関・市町村間の調整を必要に応じて行う。

②保健福祉事務所においては対応困難なケース等、必要に応じて管内市町村の支援を行う。

③県児童福祉課は事業の評価を実施し、随時、見直しを行う。

(4) 市町村児童福祉主管課及び児童相談所

市町村児童福祉主管課は母子保健主管課等からの情報提供を受けた場合、連携を図りながら特定妊婦等への支援を行い、必要に応じて要保護児童対策児童協議会等での検討を行う。

また、対応が困難なケースについては、児童相談所と連携を図り、支援を行うものとする。

(5) その他の関係機関等

群馬県女性健康支援センター等、予期しない妊娠や複雑かつ深刻な妊娠・出産に関する相談、出産後の子育ての相談を受けた場合、市町村母子保健担当窓口を紹介し、連絡票の作成を行うものとする。その際、可能な限り相談者の同意を得ることとする。